



宿泊約款

Swallow nest Private Guesthouse
Accommodation terms and conditions

適用範囲

第1条

Swallow nest Private Guesthouseが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

第1条2項 Swallow nest Private Guesthouseが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

宿泊契約の申し込み

第2条

Swallow nest Private Guesthouseに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項をSwallow nest Private Guesthouseに申し出ていただきます。

- イ. 宿泊者名
- ロ. 宿泊日（営業時間外のチェックインの場合は到着予定時刻も含む）
- ハ. 電話番号及び連絡が可能なEメールアドレス
- ニ. 宿泊者数
- ホ. その他Swallow nest Private Guesthouseが必要と認める事項

へ、日本国籍を有しないものは、国籍、旅券番号、身分証明書の写し

第2条2項 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、Swallow nest Private Guesthouseは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

宿泊契約は、Swallow nest Private Guesthouseが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、但し、Swallow nest Private Guesthouseが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により1泊以上の宿泊契約が成立したときは、宿泊日数の基本宿泊料を、チェックイン時まで全額お支払いいただきます。

宿泊契約締結の拒否

第4条

Swallow nest Private Guesthouseは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
 - ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
5. 宿泊しようとする者がSwallow nest Private GuesthouseもしくはSwallow nest Private Guesthouse従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
6. 宿泊しようとする者が、厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
8. 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
9. 他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
10. 土足厳禁とされた場所を土足で使用した場合。
11. 喫煙不可の場所で喫煙行為があった場合。

（施設内は完全な禁煙です。喫煙(電子タバコも含む)が判明した際は、客室売り止め費用を請求させていただきます。当施設は当該宿泊客に対し、該当客室のクリーニング代金20,000円(RoomA&BY40,000)損害賠償金としてお支払い頂きます。健康増進法により、施設内の受動喫煙防止条例の規則に従い客室を整備する義務があり、禁煙区域で喫煙が発覚した場合もっと大きな罰金となる可能性もあります。

宿泊客の契約解除権

第5条

宿泊客は、Swallow nest Private Guesthouseに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

第5条2項 Swallow nest Private Guesthouseは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

Swallow nest Private Guesthouseの契約解除権

第6条

Swallow nest Private Guesthouseは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊客が厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。

3. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 4. 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
 - ハ. 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき
 5. 宿泊客がSwallow nest Private GuesthouseもしくはSwallow nest Private Guesthouse従業員に対して、暴力的要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 6. 宿泊しようとする者が騒音、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 7. 禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防上、障害となる行為を行ったとき。

 8. 一時的であるか否とにかかわらず宿泊契約者以外の者を客室に立ち入らせたとき。
 9. 館内に以下のものを持ち込んだときまたは持ち込もうとしたとき。
 - ・拳銃
 - ・刀剣類
 - ・著しく悪臭を発する物品
 - ・著しく大量の物品
 - ・発火、引火しやすい物（火薬や揮発油）
 - ・植物・動物・昆虫その他これに類するもの
 - ・その他、法令により所持が禁止されているもの
 10. ホテルの備品または物品をホテルの外に持ち出し、またはホテル内の別の場所に移動したとき。
 11. 建物または諸設備に、変更・改造・改変を行なおうとしたとき。
 12. 施設内で他の宿泊客、来訪者または従業員に対し、広告物、物品を配布する行為、宗教活動（布教・勧誘）または営業行為を行ったとき
 13. 他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 14. そのSwallow nest Private Guesthouse他が定める利用規則に従わないとき。
- 第6条2項 Swallow nest Private Guesthouseが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第7条

宿泊客は、宿泊日当日、Swallow nest Private Guesthouseの施設において、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号
3. 出発日及び出発予定時刻
4. その他Swallow nest Private Guesthouseが必要と認める事項

第7条2項 宿泊客が第10条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第8条

宿泊客がSwallow nest Private Guesthouseの客室を使用できる時間は、以下の通りとします。連続して宿泊する場合においても同様です。

チェックイン15:00- / チェックアウト -11:00

客室利用可能時間は午後3時から翌朝午前11時までとします。

第8条第2項 Swallow nest Private Guesthouseは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には第10条4項に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過1時間につき1名1,000円 2名1,500円 3名2,000円 4名2,500円
- (2) 前号に関し、延長は午後2時までを限度とします。

利用規則の遵守

第9条

宿泊客は、Swallow nest Private Guesthouse内においては、Swallow nest Private Guesthouseが定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第9条2項

Swallow nest Private Guesthouseの主要な施設等の営業時間等は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各書の表示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- 1.メッセージサービス・・・・・・・・24時間
- 2.門限・・・・・・・・なし
- 3.エレベーター・・・・・・・・7:00~22:00(夜間22時以降エレベーターが、使用停止になります。)
- 4.朝食サービス・・・・・・・・6:00~9:00
- 5.フードサービス・・・・・・・・15:00~24:00

第9条3項 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第10条

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

第10条2項 前項の宿泊料金等の支払いは、日本銀行券及び貨幣（日本円）、又はSwallow nest Private Guesthouseが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又はSwallow nest Private Guesthouseが請求したとき、対面において行っていただきます。

第10条3項 Swallow nest Private Guesthouseが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合及び客室利用後、任意に宿泊を中止した場合においても、全日分の宿泊料金を申し受けます。

Swallow nest Private Guesthouseの責任

第11条

Swallow nest Private Guesthouseは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それがSwallow nest Private Guesthouseの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第11条2項 Swallow nest Private Guesthouseは、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第12条

Swallow nest Private Guesthouseは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

第12条2項 Swallow nest Private Guesthouseは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、Swallow nest Private Guesthouseの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第13条

宿泊客がSwallow nest Private Guesthouseにお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けになったものについて、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、ホテル側の故意又は重過失による事由の場合は、その損害を賠償します。

ただし、現金及び貴重品については、Swallow nest Private Guesthouseがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行われなかったときは、Swallow nest Private Guesthouseは5万円を限度としてその損害を賠償します。

第13条2項 宿泊客が、フロントにお預けにならなかった物品又は現金並びに貴重品若しくは携行品Swallow nest Private Guesthouse内の無人荷物置場に置かれた物品等も含む)については、客室及び館内での盗難、紛失、損失に対して、Swallow nest Private Guesthouseは、その損害等は賠償いたしません。但し、Swallow nest Private Guesthouse側の故意又は重過失による事由の場合はその限りではありません。 その場合でも、宿泊客からあらかじめ種類、及び価格の明告のなかったものについては、5万円を限度としてSwallow nest Private Guesthouseはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第14条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立ってSwallow nest Private Guesthouseに到着した場合は、その到着前にSwallow nest Private Guesthouseが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡します。

第14条2項 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品がSwallow nest Private Guesthouseに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、Swallow nest Private Guesthouseは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、原則として発見日を含め1ヶ月間保管します。

第14条3項 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についてのSwallow nest Private Guesthouseの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保障

第15条

宿泊客が、ホテル従業員の指図、案内、掲示、緊急時の避難誘導・ご案内などに従われなかったことにより生じた損害については、Swallow nest Private Guesthouseは、その賠償はいたしません。

宿泊客の責任

第16条

宿泊客の故意又は過失によりSwallow nest Private Guesthouseが損害を被ったときは当該宿泊客はSwallow nest Private Guesthouseに対し、その損害を賠償していただきます。

別表2：違約金 / キャンセル料 (第5条関係)

| 契約解除の通知を受けた日ならびにその際の宿泊料金に対する違約金率 | |
|----------------------------------|------|
| 不泊 & 当日 | 100% |
| 前日 | 80% |
| 2日前 | 30% |
| 3日前 | 30% |
| 4日前 | 30% |
| 5日前 | 30% |

ただし宿泊客がオンライントラベルエージェントを経由して予約を行っている場合は、それぞれのエージェントにて設定されている違約金を優先的に適用するものとします。

言語

第19条

本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本語版と英語版との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語版によるものとします。

利用規則の遵守

第20条

宿泊客は、当施設内においては、当施設がご案内する利用規則に従っていただきます。

利用規則/ハウスルール

当施設をご利用のお客様には、宿泊約款第20条にもとづき下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則で定められた事項をお守りいただけないときには、宿泊約款第5条により宿泊のご利用をお断りさせていただくことがありますので、ご了承くださいませ。

- 廊下及び客室内で暖房用、炊事用、タバコなどの火器を使用なさないこと。
- 禁煙、客室内で喫煙なさないこと。(電子タバコ、加熱式タバコ等による喫煙を含む)
施設内は完全な禁煙です。喫煙(電子タバコも含む)が判明した際は、客室売り止め費用を請求させていただきます。当施設は当該宿泊客に対し、該当客室のクリーニング代金20,000円(RoomA&BY40,000)損害賠償金としてお支払い頂きます。健康増進法により、施設内の受動喫煙防止条例の規則に従い客室を整備する義務があり、禁煙区域で喫煙が発覚した場合もっと大きな罰金となる可能性もあります。
- 高声放歌や喧騒な行為その他で、他のお客様にご迷惑を及ぼさないこと。
- 廊下及び客室内に次に類するものをお持ち込みなさないこと。
 - 動物、鳥類
 - 著しく悪臭を発するもの
 - 著しく多量な物品
 - 火薬、揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
 - 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
- 土足禁止
- 宿泊者以外の方は立ち入り禁止になります。無断でご利用の場合、プライベート敷地内に不法侵入となります。
『宿泊規約違反』に問われ、泊まった方は『住居侵入罪』に問われる可能性もあります。判明際には、即退室もしくは警察に通報で対応を致します。そして損害賠償の対処となります。ご注意ください。
- 客室を無断で営業所、展示会などの目的に使用なさないこと。
- シャワールーム内で染毛・漂白剤等の使用をなさないこと。
- 廊下やロビーなどに、所持品を放置なさないこと。
- 夜間のエレベーターの使用や、共有部分での騒音を慎むこと。
22:00からはエレベーターのご使用が出来なくなります。ご注意ください。

令和3年10月1日改定
以上

個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口
社名：Swallow nest Private Guesthouse
電話：070-5322-3532

